

連載

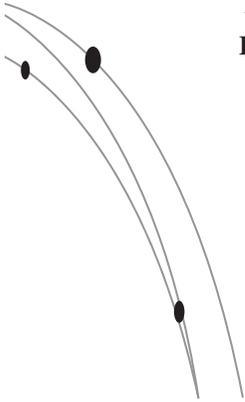
# フィールド・アイ

Field Eye

トロントから——①

福岡大学 所 浩代

Hiroyo Tokoro



## ダイバーシティとマイノリティ

### 1 悩めるワーキングマザー

毎週楽しみにしているテレビドラマがある。カナダの公共放送局CBCが放映している「Workin' Mom(邦題「ワーキング・ママ」)」だ。育休明けの4人の女性が、復職後のキャリア形成と家族との新たな関係づくりに奮闘するドタバタコメディで、ここトロントでは、2019年1月からシーズン3がスタートしている(日本でもNetflixでシーズン1の視聴ができる)。

このドラマ、幼子をもつ女性の日常が「えっここまで!」と思う程に際どく描かれている。たとえば、大手PR会社に勤める主人公のKateは、産後8カ月ほどで職場復帰をはたす。彼女は母乳育児を貫こうと職場での搾乳を試みるが、オフィスは一面ガラス張りのモダンな内装で、それに適した場所が見つからない。しかたなく、化粧室で哺乳瓶に母乳をためていると、スマホが鳴り出して、自分が会議に遅れていることを知る。彼女は慌てて個室を飛び出して会議室に直行するが、上着に母乳がしみだして会議室に気まずい雰囲気漂うといった具合だ。

カナダはアメリカと隣接し商業圏の多くを共有しているため、カナディアンが視聴するテレビ番組の多くはアメリカからの輸入品だ。せっかくカナダに来たのだからと、大型テレビを購入しカナダ文化を吸収しようと思気込んだのだが、朝と夕方のニュースぐらいしかカナダの今を感じられない。そんな中でようやく見つけたのが「Workin' Mom」である。

### 2 モザイク都市トロントの真実

ところで、アメリカが「人種のるつぼ」と呼ばれるのに対して、カナダは「サラダボウル」と表現されることが多い。アメリカは様々なバックグラウンドを持つ人々が溶け合い一つにまとまることを求めるが、カナダは、ボウルの上でそれぞれが自己主張しつつもいい味を作り出すという意味だ。ボウルという受け皿さえ必要ないと思う人は「パッチワーク」や「モザイク」という言葉を使う。テレビをつけると、このカナダ特有の多様性を強く感じる。いやむしろ、多様性に対する「配慮」を強く感じるとしたほうが正確だろうか。

たとえば主要なニュース番組のキャスティングでは、肌の色、ジェンダー、年齢、宗教などの配分が絶妙である。ヒジャブをまとった女性が夕方ニュースの看板キャスターだったり、中国系の男性が芸能番組のレポーターとして登場したりする。先の「Workin' Mom」でも、白人男性と東南アジア系女性のカップルや、白人女性と黒人女性のカップルが主要人物として配役されていた(同性の組み合わせが頻繁に登場するのもカナダらしい)。

しかし、トロントに半年暮らしてみると、白色人種優位の社会構図はそう変わってない印象を受ける。というのも「multiculturalism(多文化主義)」を掲げるカナダであるが、トロント大学の労働法クラスの顔触れをみると、前期受講生20人程のうち、アジア系は2人、アフリカ系は1人といった感じだったし、後期も受講生50人程度であったがアジア系やアフリカ系の学生は数人程度だった。毎週昼休みに開かれる「Faculty Lunch」(法学部主催昼食付ワークショップ)でも、アラブ系やアジア系の教員を数人見かけたが、今のところ黒肌の教員(こちらでは「Black Canadian」又は「African Canadian」と表現される)を見かけたことはない。どうもテレビ番組のキャスティングと現実の人種構成との間には大きなギャップがありそうだ。

もちろん思い込みでカナダを語る訳にはいかないの、これを機会に政府資料で正確な人種構成を確認してみた<sup>1)</sup>。2011年の調査によると、カナダ国民の多数派はやはり白色人種であり、先住民を除く有色人種の割合は、全体の約19.1%に留まる<sup>2)</sup>。具体的な割合をみると、有色人種のうち最も人数が多いのは、南アジアで25%(カナダ全体4.8%)、つぎに中国21.1%(全体4.0%)、3番目が黒色人種で15.1%(全体2.9%)であっ

た。トロントのダウンタウンを歩いていて中国語を聞かない日はないので、中国系の割合の高さは予想していたのだが、その割合がカナダ全体でみれば4.0%に留まることには正直驚いた。

ちなみにトロント大学は在籍学生数9万人のマンモス校であり、163カ国から約1万9千人の留学生を受け入れている。留学生の人数を多い順に並べると、中国1万1544人、インド1027人、合衆国806人、韓国582人、香港357人となる。日本人はたったの192人でアジア圏の近隣国と比べると極めて少数派である。

### 3 移民大国の今

カナダの多様性に関わる話として、移民の現状も紹介したい。カナダは外国で生まれた国民の割合が非常に高く、全体の20.6%を占める(G8でトップ。日本はわずか1.0%、アメリカは12.9%)<sup>3)</sup>。移民はカナダ全体では748万人<sup>4)</sup>。その63.4%がトロント、バンクーバー、モントリオールの三大都市で生活している(移民割合は順に37.4%、13.5%、12.5%である)<sup>5)</sup>。

移民の力は年々高まっており、労働市場における移民の割合は、2016年統計でカナダ全体の23.8%にまで膨らんでいる(トロントはなんと50%!)<sup>6)</sup>。移民の労働環境はカナダ生まれの国民よりも悪いと言われてきたが、近年は改善傾向にある。2018年の報告書を見ると、移民の失業率は6.4%(カナダ生まれは5.0%)、大卒移民の週平均賃金はカナダ生まれ大卒の87%である<sup>7)</sup>。移民が就く職種で一番多いのが宿泊・食品サービス業で、同業種に従事する労働者の35%を移民が占めている。宿泊・食品サービス業の週平均賃金は383.33ドルで、全業種平均の986.14ドルに比べてかなり低いため、長年これが移民の低賃金の要因と指摘されてきた。しかし近年は賃金の高い金融や科学技術分野に移民が多く雇用されており、業種間の偏りはかなり改善されてきている<sup>8)</sup>。

ただし移民かつ女性という複合マイノリティの場合、カナダであっても良い職に就くのは難しい。移民男性の失業率は5.6%でカナダ生まれの男性と同じであるが、移民女性の失業率は7.2%で、カナダ生まれの女性の4.3%と比べると大きなギャップがある<sup>9)</sup>。とくに有色人種の移民女性は人種差別と保育サービスの不足という2つの壁に阻まれて、他の移民よりも更

に就職が難しい。そのため連邦政府は昨年12月に、有色移民女性の就職支援を目的とする特別助成事業を発表し、当該グループに対する有効な就職プログラムを新規開発した事業者に特別支援金を提供することを約束した(3年間の試行事業で総額700万ドルが投入される予定である)。

### 4 トロントの良さ

トロントの街にいれば、さまざまな訛りの英語が耳に入ってくる。発音のバラエティがありすぎて、どれをお手本にすれば良いのか分からないくらいだ。カネディアンに「カナダ料理って何?」と尋ねた時には「メープルシロップは有名だけど、定番料理って思いつかない」と返されてしまった。たしかにカナダは、200以上の民族が暮らすモザイク国家で、他の文化を排除しない代わりに全体の統一感というものもない。しかしその程よい距離感がこの街の良さであり、多くのアジア人が移住を希望する理由であろう。

1) Statistics Canada, Analytical document: Immigration and Ethnocultural Diversity in Canada (National Household Survey, 2011), Catalogue no. 99-010-X2011001, <https://www.statcan.gc.ca>

2) 本調査では、有色人種の範囲を確定に際して、連邦法である「Employment Equity Act」で使用される「visible minority (可視的少数派)」という定義が利用されている。EEAにおける「visible minority」とは、先住民を除く非白人種をさす(3条)。本稿で用いた前掲注1)の資料では、有色人種(可視的少数派)に含まれるグループとして、南アジア、中国、黒人種(Black)、フィリピン、南アメリカ、アラブ、東南アジア、韓国、日本が挙げられている。

3) 前掲注1) 資料 p. 7。

4) Statistics Canada, The Canadian Immigrant Labour Market: Recent Trends from 2006 to 2017, Catalogue no. 71-606-X, p. 21, <https://www.statcan.gc.ca>

5) 前掲注1) p. 10。

6) Statistics Canada, Labour in Canada: Key results from the 2016 Census, p. 8, <https://www.statcan.gc.ca>

7) 前掲注4) 資料 p. 6, p. 19。

8) 前掲注4) 資料 p. 12。

9) 前掲注4) 資料 p. 13。

ところ・ひろよ 福岡大学法学部教授。最近の主な論文に、「解雇過程における使用者の説明・協議義務——労使対話を重視した手続規制に関する試論(シンポジウム 雇用社会の変容と労働契約終了の法理)」「日本労働法学会誌」131号(2018年)。労働法専攻。